

令和4年度南陽市6次産業化育成事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和4年度南陽市6次産業化育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、6次産業化を目指す意欲ある事業者（以下「事業者」という。）に対し、国内外で開催される全国規模のコンテスト、商談会、食品見本市その他の展示会（以下「展示会等」という。）へ出展する費用の一部を補助することにより、市場ニーズを捉えた商品開発及び全国に向けた販路開拓を促進するため、市が予算の範囲内で交付する補助金に関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に住所又は事業所を有する者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 農業者
- (2) 農業生産法人
- (3) 中小企業者
- (4) その他市長が認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和4年度に開催される展示会等への出展とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 旅費 交通費及び宿泊費
- (2) 役務費 出展手数料及び出展物輸送費
- (3) 委託料 装飾費及び広告等製作費

- (4) 使用料及び賃借料 小間料、レンタル備品料及び会場駐車料
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 補助金の額は、前項の補助対象経費（事業実施に係る他の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を除いた額）に2分の1を乗じた金額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、1事業者当たり20万円を上限とする。

（補助金交付申請）

第5条 規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 出展申込書類（募集要綱、申込書等）の写し

（交付の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 補助対象事業者の変更
- (3) 事業費の20パーセントを超える増又は補助金の増
- (4) 事業費又は補助金の20パーセントを超える減
- (5) 展示会等の開催地の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について市長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業に係る中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第14条の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 事業実施に伴う証拠書類（通帳、領収書等）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（支払）

第8条 市長は、交付すべき補助金の額が確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第5号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、市長に提出しなければならない。
（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第2号

収支予算（精算）書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	精算額
市補助金 ①		
他の補助金等 ② ()		
自己資金 ③		
合計 ①+②+③		

2 支出の部

区分	予算額	精算額
補助対象経費	旅費	
	役務費	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
	小計 ④	
補助対象外経費		
	小計 ⑤	
合計 ④+⑤		

※ 市補助金① = (補助対象経費④ - 他の補助金等②) × 1 / 2 (千円未満切捨て)
1 事業者当たり上限 20 万円

様式第 3 号

番 号
年 月 日

南陽市長 殿

申請者名

令和 4 年度南陽市 6 次産業化育成事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定があった令和 4 年度南陽市 6 次産業化育成事業費補助金について、下記のとおり計画変更したいので、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により承認されたく関係書類を添えて申請する。

記

変更の理由及び内容

注 1) 補助金の額が増額（減額）する場合は、件名の「令和 4 年度南陽市 6 次産業化育成事業変更承認」を「令和 4 年度南陽市 6 次産業化育成事業計画変更承認及び追加交付（減額承認）申請書」とし、本文中の「下記のとおり計画変更したいので、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により承認されたく関係書類を添えて申請する。」を「下記のとおり計画変更したいので、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付（減額承認）されたく関係書類を添えて申請する。」とする。

注 2) 上記の関係書類は、様式第 1 号及び様式第 2 号の様式に準ずるものとする。この場合、同様式中「事業計画」を「事業変更計画」と置き換え、その他の部分は、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第4号

年 月 日

南陽市長 殿

申請者名

令和4年度南陽市6次産業化育成事業に係る中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定があった令和4年度南陽市6次産業化育成事業費補助金について、下記の理由により中止（廃止）したいので、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されたく関係書類を添えて申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 5 号

年 月 日

南陽市長 殿

申請者名

印

令和 4 年度南陽市 6 次産業化育成事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定があった令和 4 年度南陽市 6 次産業化育成事業費補助金について、金 円を概算払により交付されるよう請求する。

記

令和 年 月 日現在

市補助金交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
完了予定年月日	
備考	

(注) 理由書及び資金計画書を添付すること。